令和8年11月26日

神奈川県県営住宅駐車場外部貸し（藤棚団地外19団地）に係る質疑への回答について

神奈川県住宅営繕事務所

提出のあった質疑への回答については、次のとおりです。

番号	項目名	質疑内容	回答内容
1	（2）条件等 ウ　事業内容	各車室にフラップ板は設置せず、前払いチケット式としての運営も可能でしょうか。	コインパーキングは、不特定多数の誰もが24時間利用できる無人の時間貸し駐車場のことを指しています。上記が満たせる仕様であれば、方法は問いません。
2	（2）条件等 ウ　事業内容	精算機を設置せず、キャッシュレス専用の時間貸し駐車場としての運営も可能でしょうか。	コインパーキングは、不特定多数の誰もが24時間利用できる無人の時間貸し駐車場のことを指しています。上記が満たせる仕様であれば、方法は問いません。
3	―	応募申込書に押印は必要でしょうか。	（申込様式第1)の応募申込書については、押印を省略できます。ただし、（申込様式第2）の誓約書は省略できませんのでご注意願います。
4	(表１)外部貸募集県営住宅	（参考）入居者の駐車場使用料月額について、記載金額は税込金額、税抜金額のいずれでしょうか。	（表1）（参考）入居者の駐車場使用料月額については、税込みの金額です。

5	5（1）禁止事項①	使用許可期間において応募事業者は駐車場事業を取りやめることが禁止されていると記載があるが、使用許可期間中は実施事業者の都合も含め双方解約できないということでしょうか。	県営住宅駐車場外部貸しは、地方自治法第238条の4第7項、神奈川県県営住宅条例第65条の2及び同条例施行規則第52条に基づく行政財産の使用許可です。 そのため、地方自治法第238条の4第9項及び神奈川県県営住宅条例第65条の2第6項の規定に基づき、県側から使用許可を取り消す場合があります。 なお、募集要項5（1）禁止事項①に記載のとおり、事業者側の都合で使用許可期間内において駐車場事業を取りやめることはできません。
6	5（1）条件等 オ使用許可区画等①	使用許可区画内において、利用者の安全確保のために使用許可区画外の植栽を剪定する必要が生じた場合、実施事業者の費用負担および発注による剪定実施は可能でしょうか。	募集要項の図面に示された指定範囲内の植栽については、実施事業者による剪定を実施してください。
7	5（2）条件等 オ使用許可区画等⑥	実施事業者が変更となる場合、現在設置されている設備機器（一次電源、電気自動車用充電器、自動販売機　等）の残地物の有無はいつ確定するかご教示ください。	現在設置されている設備機器の撤去・残置及びその時期ついては、新旧事業者間で協議のうえ決定するものとします。
8	5（2）条件等 オ使用許可区画等⑥	使用許可区画内に過去の区画線が混在している場合、新規事業者はそれらを撤去して新たに引いた区画線のみ使用許可終了時に原状回復（撤去）すれば良いのでしょうか。または旧事業者が残した区画線等のペイントの再現も原状回復に含まれるのでしょうか。	原状回復とは、駐車場事業の運営前の原状に戻すことを指すものです。したがって、区画線を引き直した場合は、原状回復の対象となります。

9	５（２）条件等 オ使用許可区画等①	現事業者の使用許可区画内において、植栽が駐車場部分へ越境している箇所があります。事業者が変更となる場合、当該植栽は現事業者にて適切な状態に剪定されたうえで引き渡されるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者が変更となる場合、当該植栽は現事業者にて適切な状態に剪定されたうえで引き渡しになります。
10	５（４）使用料、８（１）使用面積	使用許可区画以外に看板、配管、ゲート等を設置する場合は、その水平投影面積を使用料対象面積とする旨の記載があります。昨今の防犯対策強化の必要性から、防犯カメラ及び車室認証カメラの設置を予定しておりますが、使用許可区画外で、前面車路の既設電柱と同一ライン上に電柱より細いポールを設置し、その上部にカメラを設置する場合についても、看板・配管・ゲート等と同様に水平投影面積を使用料対象面積として取り扱う認識でよろしいでしょうか。 なお、設置位置は月極利用者、時間貸し利用者及び県営住宅居住者の通行の妨げとならない場所を想定しております。	使用許可区画外で、カメラを設置する場合は、看板・配管・ゲート等と同様に水平投影面積を使用料対象面積として取り扱います。
11	８（１）使用面積③	後方離隔を確保するため、車室前面部分が使用許可区画外へ約300㎜越境する計画しております。その結果、既存月極駐車場区画の車止め位置や前面ラインとずれが生じますが、提案上支障ないとの認識でよろしいでしょうか。	当該団地の駐車場の維持管理に支障がないと認められれば許可できる場合があります。